

事業者指針(案)新旧対照表

改正案	現行
1～2 (略)	1～2 (略)
<p>3 対象とする個人情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>この指針において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。なお、「特定個人情報」は、「個人情報」に含むものとする。</u></p> <p>(3) この指針は、情報処理形態のいかにかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。</p>	<p>3 対象とする個人情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この指針は、情報処理形態のいかにかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。</p>
<p>4 個人情報の収集</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>以上の制限のほか、個人情報(特定個人情報を除く。)の本人以外のものからの収集は、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、また、特定個人情報の収集は、番号法に規定されている場合に限る。</u></p>	<p>4 個人情報の収集</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個人情報の本人以外のものからの収集は、<u>以上の制限のほか、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</u></p>
<p>5 個人情報の利用又は提供</p> <p>(1) <u>個人情報(特定個人情報を除く。)の利用又は提供は、原則として、収集したときの目的の範囲内で行う。</u></p> <p>(2) <u>収集したときの目的の範囲を超えて個人情報(特定個人情報を除く。)を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</u></p> <p>(3) <u>特定個人情報については、番号法に規定されている場合を除き利用又は提供してはならない。</u></p>	<p>5 個人情報の利用又は提供</p> <p>(1) 個人情報の利用又は提供は、原則として、収集したときの目的の範囲内で行う。</p> <p>(2) 収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
<p>6 個人情報の適正な管理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>個人情報を取り扱う事業を外部に委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。なお、特定個人情報にあつては、委託者は、「委託を受けた者」において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p>	<p>6 個人情報の適正な管理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事業を外部に委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。</p>
7～11 (略)	7～11 (略)
<p>12 特定個人情報の適正な取扱い</p> <p><u>個人情報のうち特定個人情報の取扱いについては、上記各項目のほか、国が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)」を遵守し、適正に取り扱う。</u></p>	